

生徒指導体制について

千代田中学校の指導体制については次の通りです。保護者の皆様には、趣旨を理解していただき、地域・家庭での教育においても同じ観点で、生徒の指導をよろしく願います。

1 目的

- (1) 生徒の規範意識を育てる。
- (2) 生徒一人一人の夢を実現させていくための確かな学力への基盤づくりをする。
- (3) 誰もが安全で安心して過ごせる学校生活にしていく。

2 学校における規則の分類

- (1) 学校として守らなくてはならない規則（生徒指導規程）
 - 学校生活を送るうえで、自分や他人を守るための規則
- (2) マナーとして努力させたい規則（心得）
 - 学習への取り組みや「あいさつ」等、実社会に出て必要とされる規則
- (3) 生徒自らが作っていく規則（生徒会活動等）
 - 学校生活をより快適に過ごすために、生徒自らが作る規則

* これらの基盤として、社会でのルール・マナー，法規・法令があります。学校と社会のルール・マナーは同じです

3 指導段階について

問題行動に対しては、一貫した粘り強い段階的指導を行い、生徒の自己の変容に取り組んでいきます。その際、指導に従えない生徒の行動（反発・聞こえない振り・暴言）は「学校内の最大の問題行動である」と考えており、生徒指導部を中心に保護者の方にも協力していただき、組織的に指導していきます。また、程度、状況に応じて「個別指導」や「特別な指導」を行い、生徒の内面的な変容を促していきます。

残念ながら、問題行動が改善せず、危険物所持や暴力行為を行った場合には、警察等の関係機関への連携や通報を行いますのでご理解ください。詳しくは次の表をご覧ください。

	指導段階の説明	指導内容と方法	指導対象の例
指導段階 1	マナー違反 A (すぐに直せる違反)	●注意 1 回目 (注意) ↓ ●注意 2 回目 (嚴重注意) ↓ ●注意 3 回目 (保護者連絡) 個別指導 特別な指導	【本校の規則等に違反する行為】 身だしなみ ・シャツ出し・ズリパン ・スカート長短<折り曲げ> 遅刻 奇声 授業妨害 (立ち歩き, 私語など)
指導段階 2	マナー違反 B (多少指導時間を要する違反)	●現場で改善指導 ↓ ●保護者と連絡を密にした指導 ↓ ●改善の確認 個別指導 特別な指導	【本校の規則等に違反する行為】 脱色, 染髪, パーマ, 剃り込み, ピアス, ノーヘルメット カンニング, メイク等 授業妨害 (暴言, 反発など) 授業放棄 (他教科の課題など) 制服違反 ・スカート短 (切断) ・ダブダブで裾が床に着くスラックスなど (異型) ※その場で直せない場合は, 家庭で直して再登校 不要物・携帯電話の所持 ※携帯電話については保護者の来校を要します。
指導段階 3	【法規法令違反】	【法規法令違反】 ●保護者来校要請 警察との連携 個別指導 特別な指導	【法規法令違反】 いじめ 万引き・窃盗 金品強要 暴力行為 (対 生徒・教師) 故意の器物破損 インターネットの不健全使用 喫煙・飲酒 家出・夜間徘徊 等
指導段階 4	【緊急対応・法規法令違反】	●警察通報 関係機関との連携 保護者来校要請 個別指導 特別な指導	【法規法令違反】 危険物所持 (ナイフ類) 暴力行為 (対 生徒・教師) 薬物乱用 等

この段階的指導は、本校がこれまで行なってきた指導段階と指導方法を整理したものです。また、ここに示していない問題行動に対しても、この指導体制に照らし合わせて指導していきます。犯罪・法規法令違反については、警察等の関係機関への連携を行います。また、生徒の状況に応じて「特別な指導」の実施を行います。